

## Dispute Resolution Group Newsletter

アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
紛争解決グループ

## 危機管理ニュース

## 経済産業省が「外国公務員贈賄防止指針」の改訂版を公表

## 要旨

- 経済産業省は、平成 27 年 7 月 30 日、「外国公務員贈賄防止指針」の改訂版を公表した。
- 主な改訂点としては、①法解釈の明確化（合理性のない差別的な取扱いを避けるための支払い、社交行為等の取扱い、緊急避難としての支払い等）、②企業が目標とすべき外国公務員贈賄防止体制の在り方に関する具体的な記述、③外国公務員の賄賂要求への具体的な対応方法の紹介などである
- 今回の改訂は、日本企業に適切な外国公務員贈賄防止体制を構築・運用させるために、多くの具体例を盛り込んで記述を明確化し、かなり踏み込んだ改訂となっており、この機会に自社の外国公務員贈賄防止体制が改訂版の水準を充たすものになっているかを再検討するのも有益であろう。

## 1. 外国公務員贈賄防止指針の改訂の経緯

経済産業省は、平成 27 年 7 月 30 日、「外国公務員贈賄防止指針」（「本指針」）の改訂版を公表した（経済産業省のウェブサイト参照 [http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/zouwai/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/index.html)）。本指針は、国際商取引に関連する企業における外国公務員贈賄防止の自主的・予防的アプローチを支援するために平成 16 年に公表されたものであり、外国公務員贈賄防止の背景、企業が目標とすべき外国公務員贈賄防止体制の在り方、外国公務員贈賄罪（不正競争防止法 18 条）の解釈や適用事例などが記載されている。

近時、海外市場の拡大により日本企業の海外での贈賄リスクが増大するとともに、世界的に外国公務員贈賄罪に対する摘発が急速に強化され、厳しい処罰が科されるようになっている。日本企業が贈賄リスクを適切に制御した上で、正当な営業関連活動を行う環境を整備する必要が生じており、このような背景から、今回、本指針の改訂が行われた。

## 2. 主な改訂点

今回の本指針の改訂は多岐にわたっているが、特に注目すべき改訂点をいくつか紹介する。

## (1) 法解釈の明確化

これまでの本指針は、外国公務員贈賄罪の構成要件の解釈が必ずしも具体的なものではなかったため、どのような外国公務員への支払いや接遇などに同罪が適用されるか明確でなかった。そこで、営業関連活動の過度の委縮を避けるために、構成要件（「営業上の不正の利益を得る目的」）の解釈の明確化を図っている。

## ① 合理性のない差別的な取扱いを避けるための支払い

現地政府からの合理性のない差別的な取扱いを避けるための支払い（通関時の支払いの要求等）であっても、拒絶が原則であるが、拒絶したにもかかわらず要求が継続し、損害回避のためのやむを得ない支払いは処罰対象たる利益供与に当たらないことがあり得るとしている。

なお、改訂版では、いわゆる「ファシリテーション・ペイメント」の概念を使っていないことが注目される。

## ② 社交行為等の取扱い

外国公務員の経費負担や贈答は、典型的な贈賄となり得るものだが、純粹に一般的な社交や

自社商品・サービスへの理解を深めるといった目的によるもので、外国公務員の職務に関して自社に対する優越的な取扱いを求める不当な目的がなければ、必ずしも贈賄と評価されるわけではないとした上で、下記のような具体例を挙げている。

**(i) 贈賄と判断される可能性が大きい行為**

- ・スポーツカーの提供
- ・少額であっても頻繁な贈答品の提供
- ・換金性のある商品券の贈答
- ・外国公務員の家族等をグループ企業で優先的に雇用すること
- ・自社商品・サービスとの関係が乏しいリゾート地への外国公務員の家族の招待
- ・外国公務員の関係する企業をエージェント、コンサルタントとして起用すること
- ・物品等の金額や経済的価値にかかわらず、入札直前の時期における支払い

**(ii) 必ずしも贈賄と判断されない可能性がある行為**

- ・広報用カレンダー等の宣伝用物品・記念品の贈与
- ・業務上の会議での茶菓や簡素な飲食物の提供
- ・業務として自社事業所を往訪する外国公務員に自社自動車等を利用させること
- ・現地社会慣習に基づく季節的な少額の贈答品の提供
- ・自社工場・研究所の視察を要する場合の旅費の負担（視察に付随した合理的かつ相応な範囲の会食や視察の空き時間等に実施する観光の提供を含む）

**③ 緊急避難としての支払い**

支払わないと外国公務員から暴行される可能性がある場合など、生命・身体に対する現実の侵害を避けるため、他に現実的に取り得る手段がないためやむを得ず行う必要最低限の支払いは、緊急避難（刑法 37 条）として違法性を阻却される可能性がある。

**(2) 企業が目標とすべき外国公務員贈賄防止体制の在り方**

外国公務員贈賄防止体制の構築と運用に当たって重要な視点として、①経営トップの姿勢・メッセージの重要性、②リスクベース・アプローチ、③贈賄リスクを踏まえた子会社における対応の必要性を挙げている。

リスクベース・アプローチに関して、贈賄リスクの高い進出国としてアジア、中東、アフリ

カ、南米等を挙げており、贈賄リスクの高い行為類型として以下の具体例を掲げている。

- ・現地政府からの許認可の取得・受注や国有企業との取引等に関して助言や交渉を行う事業者（エージェント、コンサルタント）の起用や更新
- ・高リスクの国・事業分野でのジョイントベンチャー組成時の相手先の選定や SPC の利用
- ・高リスクの国・事業分野での政府関連事業実績の多い企業の取得（株式の取得等）
- ・受注金額や契約形式等から勘案して贈賄リスクが高いと考えられる公共調達への参加
- ・外国公務員に対する直接・間接の支払いを伴う社交行為

**(3) 外国公務員の賄賂要求への対応**

日本企業が外国公務員から賄賂要求を受けた場合、日本大使館・領事館の「日本企業支援窓口」、ジェトロ、商工会議所、外務省・JICA の「不正腐敗情報相談窓口」等に相談し、そのような機関や日本政府を通じて賄賂要求を停止するように現地政府に要求することも考えられるとしている。

**3. コメント**

米国の海外腐敗行為防止法や英国の贈収賄法のガイドラインに比べて、我が国の本指針は内容が抽象的でどのような場合に適用されるか分かりづらいという指摘もあった。

今回の改訂は、より明確な指針を示すことにより日本企業に適切な外国公務員贈賄防止体制を構築・運用させることを目的としており、多くの具体例を盛り込んで記述を明確化しており、かなり踏み込んだ改訂となっている。

本指針は、今後も、海外で事業展開を行う日本企業が外国公務員贈賄防止体制を構築・運用する際に重要な指針となると思われるが、この機会に、自社の外国公務員贈賄防止体制が本指針の改訂版の水準に照らして十分なものになっているか再検討するのも有益と考えられる。

\* \* \*

報告者



甲斐 淑浩  
Yoshihiro Kai  
[yoshihiro.kai@amt-law.com](mailto:yoshihiro.kai@amt-law.com)  
Tel: 03-6888-5694  
Fax: 03-6888-6694  
<http://www.amt-law.com/professional/profile/YOK>

ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051 東京都港区  
元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂 K タワー  
Akasaka K-Tower, 2-7  
Motoakasaka 1-chome  
Minato-ku, Tokyo 107-0051 Japan  
<http://www.amt-law.com/>

(ニュースレターの配信又は配信停止をご希望の場合は、下記アドレスにご連絡ください。)

[DRG-newsletter@amt-law.com](mailto:DRG-newsletter@amt-law.com)

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。  
This newsletter is published as a general service to clients and friends and does not constitute legal advice.

過去に発行されたニュースレターは、当事務所のウェブサイトに掲載されております。

<http://www.amt-law.com/bulletins3.html>

Previous issues of our newsletters are available on the website of Anderson Mori & Tomotsune.

<http://www.amt-law.com/en/bulletins4.html>